

2018(平成30)年度 定期総会

2018年5月29日(火) 午後0時30分 弁護士会館2階講堂「クレオ」

本人出席 195人, 委任状出席 536人, 合計 731人

会務執行方針

すべての市民の人権が等しく保障される 社会の実現に向けて

2018年度の東京弁護士会会長に就任いたしました安井規雄です。理事者は「チーム安井」として一致団結のうえ、東京弁護士会の新しい未来を切り開いて行こうと考えております。

当執行部は、本年度の基本方針として、3つの大きな柱をたてました。

1つ目の柱は、「弁護士の活動領域の拡大」です。弁護士の活動領域の拡大は、弁護士業務の拡充とか拡大だけに留まらず、市民の皆さんの人権保障の拡大に繋がるものと考えます。

なぜなら、弁護士の活動領域が広がり社会の隅々まで目が行き届くことにより、今まで権利侵害があっても救済できなかったことにも対応が可能になるからです。弁護士の活動領域を拡大することで、市民の皆さんの人権が等しく保障される社会の実現を目指します。

弁護士の活動領域の拡大として、中小企業への支援、法律相談センターの運営改善、行政との連携強化、アウトリーチ活動の強化、等につき積極的に取り組みます。

2つ目の柱は、若手会員のサポートです。東京弁護士会の2018年5月1日現在の会員数は、8,341名で、このうちの約半数が若手会員です。

若手会員が現在及び将来に夢をもち、活発に活動することは、時代の変化に対応できる活力がある、また求心力がある弁護士会を作りあげ、また弁護士会の裾野を広げ、さらに中堅・ベテラン会員との連携強化につながるものと考えます。すなわち、若手会員が活き活きと誇りをもって活躍することにより、人権

擁護活動や弁護士会活動が勢いづき、中堅・ベテラン会員も若手会員よりエネルギーをもらい、若手会員への指導やOJTを積極的に担い、弁護士会をより活性化させるものと考えます。

若手会員の知識及び経験のサポートとして、「レベル別・分野別の研修」や「クラス別研修」のほか、「委員会での研修」も充実させたいと思います。また、ベテラン会員とのセットでの法律相談や共同受任の機会を拡大して「若手会員へのOJT」を支援します。

若手会員へのサポートにおける喫緊の課題は、我々の仲間である新65期から70期の、いわゆる「谷間世代」と言われる若手会員（合計約9,600名）に対するサポートです。日弁連では緊急貸付制度・会費の減額制度等を検討していますが、当会もこの課題に対し、全力をあげて取り組みます。

3つ目の柱は、3つの「守る」です。1つは「人権を守る」、2つは「平和を守る」、3つは「弁護士自治を守る」、この3つの「守る」を堅持していきます。

「人権を守る」においては、「高齢者」「障害を有する方」「子ども」「外国人」「女性（男女共同参画）」「貧困等の差別問題」「LGBT」等、さまざまな人権課題解決のため積極的に取り組みます。

「平和を守る」においては、現在、憲法9条を維持したままで、9条の2として「自衛隊」を憲法上明記する「自衛隊等明記案」が取り沙汰されています。本件のように会員間で大きく意見が分かれ、深刻な意見の対立が見られることもあり、会内合意形成に困難を伴うことも少なくありませんが、色々な意見に十分耳を傾け、議論を尽くし、憲法の「恒久平和主義」「立憲主義」の大原則に基づいて、民主的な合意形成を図ってまいりたいと考えております。

「弁護士自治を守る」においては、弁護士の不祥事に対し適切な対応をし、弁護士に対する社会の信頼維持を目指します。



審議の様子

迷ったら「人権を守る」「平和を守る」「弁護士自治を守る」という基本に立ち返って、「誠実」に「謙虚」に、そして「情熱」をもって法曹養成の課題、民事刑事における司法改革の課題、弁護士業務妨害対策、

公設事務所の課題、災害時の会員・市民のサポートの問題、会財政の課題等の解決に積極的に取り組んでまいります。あらためまして、ご指導・ご支援の程、心よりよろしくお願い申し上げます。

審議

第1号議案 2018・2019年度綱紀委員会委員（弁護士会員委員及び学識経験者委員）選任に関する件

◎承認（賛成多数）

〈内容〉

綱紀委員会の弁護士会員委員（正委員）105人中25人が本年11月30日をもって任期満了となる。次期委員の任期は、本年12月1日から2年間である。さらに、本年3月19日開催の臨時総会における会則第75条の改正により、綱紀委員会の弁護士会員委員が31人、学識経験者委員が1人、それぞれ増員されたが、増員された委員の任期は、弁護士会員委員については本年12月1日から2年間、学識経験者委員については2019年4月1日から2年間を予定している。

綱紀委員会の弁護士会員委員及び学識経験者委員の選任は、本来総会の審議事項（弁護士法第70条の3第1項、弁護士法第66条の2第1項、会則第32条第1項第4号）であるが、本日現在委員候補者の推薦はないため、委員の選任について常議員会に委任すること及び弁護士会員委員については常議員会決議により人事委員会に委任することもできることが提案された。

上記提案に基づき、委員の選任について常議員会に委任すること及び弁護士会員委員については常議員会決議により人事委員会に委任することもできることが、賛成多数で承認された。

第2号議案 会館特別会計内の修繕積立金会計の予備費を使用したことの承認の件

第1議案 弁護士会館20年目の大規模改修工事基本設計業務費用として本会負担金14,363,049円を支出した件

◎承認（賛成多数）

〈内容〉

弁護士会館20年目の大規模改修設計業務費用支出について、会館特別会計規則第4条第2項に基づき、2016年12月7日の常議員会にて、会館特別会計内の修繕積立金会計（以下「修繕積立金会計」という）から約5,930万円の支出が承認されている。

設計業務については基本設計業務、実施設計（共用部）業務、実施設計（専用部）業務、その他の業務（工事発注支援）に分かれており、2017年度に、基本設計業務費用として、修繕積立金会計の予備費より、本会負担金14,363,049円を（株）佐藤総合計画に対し支払っている。

そこで、上記14,363,049円の予備費を使用したことについて、東京弁護士会会計規則第25条第2項に基づき承認を求めることが提案された。

なお、上記支出は元々、2017年度予算において予備費に計上していたものであり、その理由は、会計処理として、事業活動支出に計上するか、投資活動支出に計上するか、日弁連及び東京三会にて具体的な支出後に調整が必要となることから、事前に決定できなかったためである。

上記提案に基づき、14,363,049円の予備費を使用したことについて、賛成多数で承認された。

第2議案 防災センター内の各種設備の改修に伴い、本会負担金101,255,565円を支出した件

◎承認（賛成多数）

〈内容〉

防災センター内に設置されていた自動火災報知設備、空調制御設備、機械警備機器及び館内放送設備は10年から20年とされる耐用年数を経過しており、経年劣化による誤作動、メーカーの補修用部品保管終了などによる故障時の修理不能等の状況を回避するため、20年目大規模改修工事と切り離し、先行して改修をおこなうこととなった。支出については、会館特別会計規則第4条第2項に基づき、2016年12月7日の常議員会にて、修繕積立金会計より、それぞれ、自動火災報知設備約5,700万円、空調制御設備約3,600万円、機械警備機器約1,100万円、館内放送設備約756万円の支出が承認されている。

2017年度に、自動火災報知設備費53,670,308円をホーチキ(株)、空調制御設備費33,143,571円を新菱冷熱工業(株)、機械警備機器費7,347,867円を綜合警備保障(株)、館内放送設備費7,093,819円を(株)きんでんに、総額として101,255,565円を修繕積立金会計の予備費より支出した。

そこで、上記101,255,565円の予備費を使用したことについて、東京弁護士会会計規則第25条第2項に基づき承認を求めることが提案された。

なお、上記支出は元々、2017年度予算において予備費に計上していたものであり、その理由は、会計処理として、事業活動支出に計上するか、投資活動支出に計上するか、日弁連及び東京三会にて具体的な支出後に調整が必要となることから、事前に決定できなかったためである。

上記提案に基づき、101,255,565円の予備費を使用したことについて、賛成多数で承認された。

第3議案 講堂改修工事設計・発注支援業務費用として本会負担金2,376,000円を支出した件

◎承認（賛成多数）

〈内容〉

講堂「クレオ」の講堂改修工事設計・発注支援業務費用の支出について、会館特別会計規則第4条第1項に基づき、2017年3月23日の理事者会にて修繕積立金会計より支出することが承認されている。

2017年度に、本講堂改修工事設計・発注支援業務費用について、修繕積立金会計の予備費より、本会負担金2,376,000円を(株)佐藤総合計画に対し

支払った。

そこで、上記2,376,000円の予備費を使用したことについて、東京弁護士会会計規則第25条第2項に基づき承認を求めることが提案された。

なお、上記支出は、元々、2017年度予算において予備費に計上していたものであり、その理由は、会計処理として、事業活動支出に計上するか、投資活動支出に計上するか、具体的な支出後に日弁連との調整が必要となることから、事前に決定できなかったためである。

上記提案に基づき、2,376,000円の予備費を使用したことについて、賛成多数で承認された。

第3号議案 2017年度一般会計・特別会計収支決算の承認の件

◎承認（賛成多数）

〈内容〉

2017年度一般会計・特別会計決算について2017年度一般会計・特別会計決算報告書に基づき審議の上承認を求めることが提案された。審議においては、監事意見書に記載された法教育総合センター、公設事務所、国際委員会の予算や活動等に関する表現をめぐって、複数の質問・意見があった。このうち、国際委員会の活動についてネットやテレビ会議を活用して予算を抑制すべきとの記載に関しては、執行部から、直接他国の弁護士会等を訪問して関係構築することのメリットは理解しており、執行部でも予算として認めている旨の説明があった。

審議の結果、賛成多数で承認された。

第4号議案 2018年度一般会計・特別会計収支予算(案)の決議の件

第5号議案 東京弁護士会会計規則第24条但書に基づく科目間等の流用の承認の件

第6号議案 2019年度4月分から6月分までの一般会計・特別会計収支暫定予算(案)の決議の件

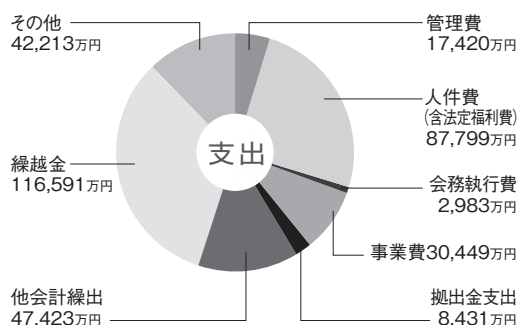
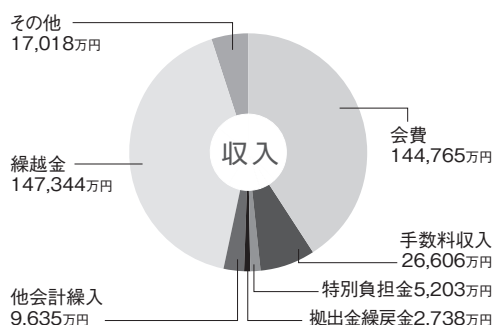
◎承認（賛成多数）

〈内容〉

第4号議案、2018年度一般会計・特別会計収支予算(案)について2018年度一般会計・特別会計収支予算書(案)に基づき審議の上決議を求めることが提案された。

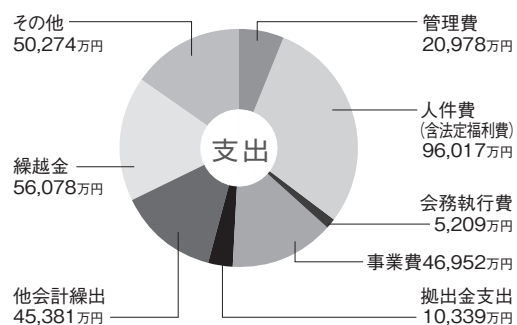
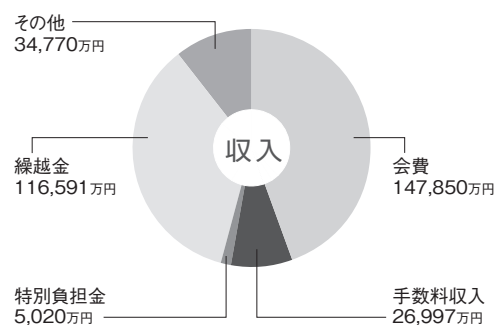
2017(平成29)年度一般会計 決算

合計 約353,309万円



2018(平成30)年度一般会計 予算

合計 約331,228万円



第4号議案が可決されると、前年度の定期総会で承認された2018年度4月分から6月分までの一般会計・特別会計収支暫定予算は失効し（東京弁護士会会計規則第21条第2項）、本予算内の収支として処理されることになる。

また、職員退職金については、若干余裕をもたせて予算を計上しているが、念のため、管理費の退職給付支出の計上額を超える支出が必要となった場合には、退職給付引当資産から必要な額を取り崩して支出することについても承認を求めることがあわせて提案された。

第5号議案に関し、東京弁護士会会計規則第24条の「ただし、総会の承認により、科目区分の大科目中において中科目間、小科目間及び中科目と小科目間での流用をすることができる」との規定に基づき、一般会計内の科目間の流用及び各特別会計においては、その会計内での流用を認めることについて承認を求めることが提案された。個々具体的な流用については、理事者会の承認を必要とするのが慣行であることがあわせて説明された。

第6号議案は、2019年度4月分から6月分までの一般会計・特別会計収支暫定予算(案)の決議を求める

ものであるが、暫定予算は、事務の煩雑さをなくすとともに経費を節約するために、予算書を作成していない。「2019年度4月分から6月分までの一般会計・特別会計収支暫定予算は2018年度本予算額の12分の3とする」ことの決議を行うことが提案された。

審議においては、貸与制世代に対する会費減額幅の見通し、職員の給与手当額の増加、公設事務所の事業活動収入減少、事業活動収支の赤字額、弁護士会照会による収入に対する費用の割合といった事項に関する質問が出された。また、賛成意見としては、賛成はするが、成年後見人報酬に関連する納付金を一般会計に戻すための手続を整備するべきである、弁護士会照会手数料を見直すべきであるといったものがあり、反対意見として、公設事務所の共益費を当会が負担することは、公設事務所のあり方に関するプロジェクトチームの結論を待ってから行うべきであった、貸与制世代に対する救済を弁護士会が行っては制度批判にならないし、貸与制世代の弁護士がそもそもそのような救済を望んでいるのか、といったものがあった。

審議の結果、各議案について賛成多数で決議・承認された。